

高倉ふるさとづくりの会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、高倉ふるさとづくりの会といいます（以下「本会」といいます）。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、鶴ヶ島市大字高倉 36 番地高倉会館内とします。

(目的)

第3条 本会は、会員が知恵を出し合い、協力し合って高倉のふるさとづくりを進めることにより、お互いの絆を深め、併せて、地区の活性化を図ることを目的とします。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 高倉のふるさとづくり活動の計画及び実施
- (2) 高倉地区のふるさと景観及びふるさとづくり活動に関する広報活動
- (3) 市民レベルの自主的なふるさと活動への支援
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、高倉地区住民及び賛助会員をもって構成します。

(賛助会員)

第6条 賛助会員とは、本会の目的に賛同する高倉地区以外の個人または団体をいい、本規則を承認の上、入会届けを提出するものします。

2 団体による賛助会員の議決権は、団体毎に一つとします。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

2 役員は、役員会において会員の中より選出し、総会において承認を得ます。

3 役員の任期は2年とし、専任された日から任期が満了する年の総会の開催日までとします。ただし、再任を妨げません。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とします。

5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできません。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務をまとめます。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理します。

- 3 理事は、各プロジェクトの正・副リーダーとし、会の運営を行います。
- 4 会計は、会の経理を行います。
- 5 監事は、会の業務執行及び会計の状態を監査します。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができます。

- 2 顧問は、総会、役員会、その他の会議に出席し意見を述べることができます。
- 3 顧問は特に任期を定めません。

(総会)

第10条 総会は、年1回、会長の招集によって開催します。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができます。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたります。
- 3 総会は、以下の事項について審議し、議事は出席者の過半数によって議決します。可否同数のときは、議長が決定します。

- (1) 会則の変更に関する事
- (2) 事業計画及び予算に関する事
- (3) 事業報告及び決算に関する事
- (4) 役員を選任に関する事
- (5) 顧問の有無・選任に関する事
- (6) プロジェクトの設置に関する事
- (7) その他、会の運営に関する重要事項

4 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、役員会の議決をもって総会の議決とみなすことができます。ただし、この場合には、会長は、次の規定により議決した事項を次期総会に報告しなければなりません。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、理事、会計及び監事をもって構成します。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたります。
- 3 役員会は、会長が招集し、以下の事項を審議し決定します。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - (3) 総会の議決を要するもので、緊急に要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議できないもの
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の事項等に関する事

(プロジェクト)

第12条 本会は、事業を推進するため、総会の議決を経てプロジェクトを置くことができます。

- 2 プロジェクトは、本会事業の具体化のため企画立案及び実施にあたります。
- 3 プロジェクトには、正・副リーダーを置きます。

4 正・副リーダーは、各プロジェクトの会員の中から互選により選任します。

5 正・副リーダーは、本会の理事を兼任します。

(会計及び会計年度)

第13条 本会の経費は、補助金、助成金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあてます。

2 この会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わります。

(予算及び決算)

第14条 本会の予算は毎年総会で決定し、決算は監査を受け、総会で承認を得なければなりません。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほかに問題が生じた場合は、役員会で話し合いによる解決を図るものとし、必要な事項は役員会の議を経て会長が定めます。

付 則

この会則は、平成13年4月15日から実施します。

この会則は、平成23年4月 日から施行します。